

## 第 1 章

## 計画の目的と位置づけ

Chapter I

- ◆ 1-1 計画策定の背景と目的
- ◆ 1-2 計画の位置づけ
- ◆ 1-3 計画の期間・枠組み



# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1-1 計画策定の背景と目的

南丹市は、船井郡園部町・八木町・日吉町、北桑田郡美山町といった個性的な地域特性を持つ4つの町が合併して、平成18年1月1日に誕生しました。

合併前の旧4町での住宅政策は、住宅建設計画法の下で町営住宅の建設と運営が主となった住宅政策が図られており、町営住宅の建設と運営については、それぞれの町の実情にあった特色ある建設と運営が行われております。

しかし、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来が現実のものとなり、地域経済や財政状況が悪化する中、次の時代につながる持続可能な住宅行政を実現するために、これまでの住宅施策のあり方を見直す必要性が生じています。

特に、南丹市の住宅行政においては、少子高齢社会、人口・世帯減少社会への対応、既成市街地における定住促進、中山間地に点在する集落環境の維持・向上、重層的な住宅セーフティネットの構築、市営住宅の適切な維持管理・コスト縮減など、多様な問題・課題が山積しており、限りある財源のもと、効果的かつ計画的な取組を展開していくことが不可欠となっています。

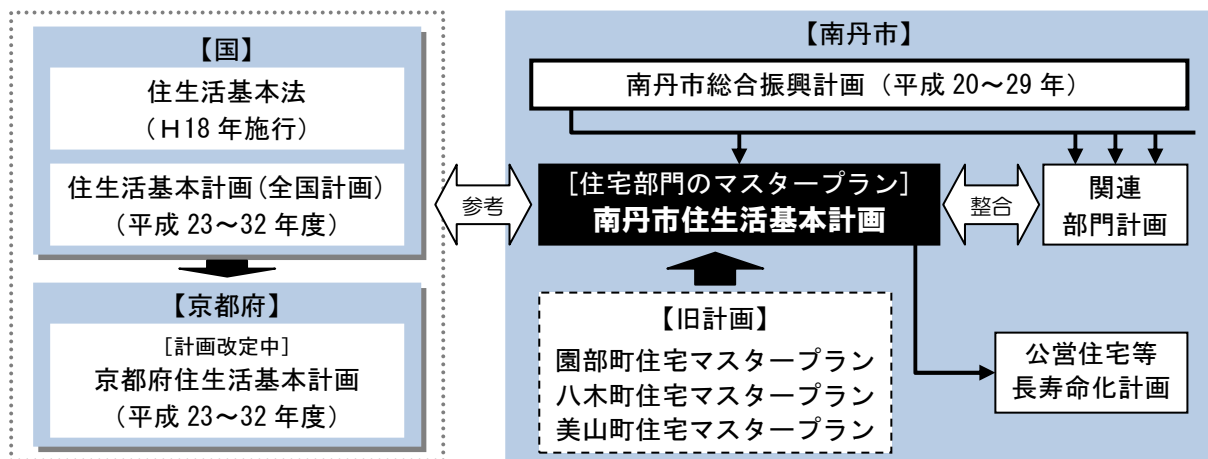
一方、国においても住生活基本法（平成18年6月施行）が策定され、同法に基づき制定された住生活基本計画に掲げる「市場重視」、「ストック重視」の視点に基づき、良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、良好な居住環境の形成、多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保等を目指した施策が推進されています。

以上のことを踏まえ、南丹市における今後の住宅政策の方向性や施策展開のあり方、課題に対する具体的な取組内容を明確にするために、「南丹市住生活基本計画」を策定します。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、南丹市総合振興計画（平成20年3月策定）の下位に位置する住宅分野の部門計画としての位置づけを持つ計画であり、南丹市で取り組む住宅政策のマスタープランです。

また、策定にあたっては、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画、京都府計画（計画改定中））といった上位計画、関連する他部門の計画との整合性に十分留意します。



## 1-3 計画の期間・枠組み

### (1) 計画の期間

本計画の計画期間は、上位計画である国及び京都府（計画改定中）の住生活基本計画の計画期間と同じく平成23年度～平成32年度までの10年間とします。

なお、本計画の進捗状況、社会情勢の変化、上位計画である国及び京都府の住生活基本計画や南丹市総合振興計画（目標年次：平成29年）の見直しなど、本計画を取り巻く状況が変化した場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

### (2) 計画の枠組み

本計画の基本的な構成は、以下のとおりです。

